

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年10月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	美田地区	平成21年2月27日
観音寺市大野原町萩 原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	高尾地区	平成21年3月19日
観音寺市大野原町花 稲土地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	西新海地区	平成21年3月19日
観音寺市大野原町紀 伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 樋門改修事業	青岡地区	平成21年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池護岸改修事業	谷池地区	平成21年3月19日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	塩塚地区	平成21年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	山下1号地区	平成21年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	山下2号地区	平成21年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	山下3号地区	平成21年3月19日
観音寺市大谷池土地 改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	中姫中央地区	平成21年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	大谷導水路地区	平成21年3月19日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	紺屋又地区	平成21年2月27日